

唐津市学校給食用物資納入業者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、唐津市立小学校及び中学校で提供する学校給食に係る物資（以下「給食用物資」という。）の調達について、その品質を保持したうえで、安定的な供給を確保するために実施する給食用物資の納入業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の資格要件)

第2条 給食用物資の納入業者の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 唐津市内若しくは佐賀県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は唐津市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者であること。
- (2) 破産者で復権を得ないものでないこと。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を要する者にあつては、当該許可を得ていること。
- (4) 法人税又は個人においては申告所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 唐津市に納入義務がある固定資産税又は軽自動車税を滞納していないこと。ただし、個人においては、国民健康保険税についても滞納していないこと。
- (6) 法人市町村民税又は個人においては市町村県民税を滞納していないこと。
- (7) 特別徴収義務者で唐津市に納入義務がある市県民税又は入湯税を滞納していないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員及び暴力団と関係を有すると認められる者が実質的に経営を支配していないこと。

(登録の申請)

第3条 申請者は、唐津市学校給食用物資納入業者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 登記事項証明書又は身分証明書

- (2) 納税証明書（前条第4号から第7号までの滞納がないことを証明できるもの。）
- (3) 誓約書（唐津市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱（平成25年唐津市告示第50号）第1号様式及び第2号様式（法人に限る。））
- (4) 食品衛生法に基づく営業許可を要する者にあつては、営業許可証の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票の写し
- (5) 検便検査書
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類
（登録区分及び取扱物資）

第4条 登録の区分及び取り扱う給食用物資は、別表第1のとおりとする。この場合において、複数の区分を選択することができるものとする。

（配送場所）

第5条 給食用物資を配送する場所は、別表第2のとおりとする。

（登録申請の種類及び期間）

第6条 登録申請の種類は定期申請とし、受付期間は教育委員会が別に定める。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、2年を超えない範囲において、教育委員会が別に定める。

（登録）

第8条 教育委員会は、第3条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査を実施して、適当と認めるときは、登録者名簿に登載し、当該申請者に対してその結果を通知するものとする。

（登録の変更）

第9条 前条第1項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じたときは、唐津市学校給食用物資納入業者登録事項変更届（第2号様式）に必要書類を添付し、速やかに教育委員会に提出するものとする。

（遵守事項）

第10条 登録者は、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他の関係法令等に従うこと。
- (2) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、別に定める唐津市学校給食用物資納入基準に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
- (3) 本市が求める学校給食の実施に必要な需要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- (4) 随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。
(登録の取消し等)

第 1 1 条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の取消しその他必要な措置を行うことができるものとする。

- (1) 第 2 条に規定する登録の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明したとき。
 - (2) 前条に規定する事項を遵守することができないとき。
 - (3) 虚偽の申請をしたことが発覚したとき。
 - (4) 納入された給食用物資が原因となり、若しくは原因とみられる食中毒等の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
 - (5) 納入された給食用物資が指定された規格等に適合しないと認められ、当該納入物資について交換等の指示をしたにもかかわらず、それに応じなかったとき。
 - (6) 著しく品質の劣る給食用物資の納入が連続して 3 回続いたとき。
 - (7) 給食用物資の納入に際し、唐津市学校給食用物資納入基準等の指示事項を遵守しないことが連続して 3 回続いたとき。
 - (8) その他給食用物資の納入に当たり、著しく適正を欠くと認められるとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、唐津市学校給食用物資納入業者登録取消通知書（第 3 号様式）により、速やかに当該登録者に

通知するものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

1 調理場別物資登録区分

穀類 (パンを除く。)	こんにゃく類	豆腐類
野菜・果実類	魚介類	魚練り製品類
海藻類	食肉類	食肉加工品類
卵類	調理用乳・乳製品類 (飲用牛乳を除く。)	調味料、香辛料
調理用酒類	一般物資類	

2 共通物資登録区分

米飯用米	調味料、香辛料	調理用酒類
------	---------	-------

別表第 2 (第 5 条関係)

配送する場所

東部学校給食センター
西部学校給食センター
西唐津中学校
高島小学校
馬渡小中学校、小川小中学校、加唐小中学校

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

唐津市学校給食用物資納入業者登録申請書

唐津市長 様

唐津市学校給食用物資納入業者として登録したいので、次のとおり申請します。なお、本申請書の記載事項は、事実と相違ないこと及び変更が生じた場合には、速やかに変更届を提出することを誓約します。

1 基本情報

商号又は名称 <small>(ふりがな)</small>			
所在地又は住所	〒		
代表者職氏名 <small>(ふりがな)</small>	Ⓜ		
電話番号	()	FAX番号	()
メールアドレス			
連絡担当者氏名		携帯番号	()

2 事業及び施設概要

業務形態	生産・加工・製造・卸小売・その他 ()		
従業員数	人	開業年月	年 月
検便の実施	検査頻度 (年・月 回) 検査項目 (赤痢菌・サルモネラ属菌・チフス菌、パラチフス菌・腸管出血性大腸菌 その他 ())		
配送能力	保冷車 台・冷凍車 台・貨物車 台 その他 () 台		
保有設備	冷蔵庫 台・冷凍庫 台 その他 () 台		

3 取扱物資及び配送区域（納入を希望する品目及び区域の箇所に○印を記入）

(1) 調理場別物資登録

No.	品目	全域	東部	西部	西唐津中	離島 (高島小)	離島 (その他)
1	穀類（パンを除く。）						
2	こんにゃく類						
3	豆腐類						
4	野菜・果実類						
5	魚介類						
6	魚練り製品類						
7	海藻類						
8	食肉類						
9	食肉加工品類						
10	卵類						
11	調理用乳・乳製品類 (飲用牛乳を除く。)						
12	調味料、香辛料						
13	調理用酒類						
14	一般物資類						

(2) 共通物資登録

No.	品目	全域	東部	西部	自校式学校
1	米飯用米				
2	調味料類				
3	調味料酒類				

4 添付書類

登記事項証明書又は身分証明書

納税証明書

誓約書（唐津市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱（平成25年唐津市告示第50号）第1号様式及び第2号様式（法人に限る。））

営業許可証の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票の写し
（食品衛生法に基づく営業許可を要する者に限る。）

検便検査書

第2号様式（第9条関係）

唐津市学校給食用物資納入業者登録事項変更届

年 月 日

唐津市長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

先に申請した唐津市学校給食用物資納入業者登録事項に関し、変更がありましたので、届け出ます。

1 基本情報の変更等

変更事項	変更前	変更後

2 取扱物資及び配送区域の変更等（変更後の品目及び区域の箇所○印を記入）

(1) 調理場別物資登録

No.	品目	全域	東部	西部	西唐津中	離島 (高島小)	離島 (その他)
1	穀類（パンを除く）						
2	こんにゃく類						
3	豆腐類						
4	野菜・果実類						
5	魚介類						
6	魚練り製品類						
7	海藻類						
8	食肉類						
9	食肉加工品類						
10	卵類						
11	調理用乳・乳製品類 (飲用牛乳を除く。)						
12	調味料、香辛料						
13	調理用酒類						
14	一般物資類						

(2) 共通物資登録

No.	品目	全域	東部	西部	自校式学校
1	米飯用米				
2	調味料、香辛料				
3	調理用酒類				

3 変更の理由

第3号様式（第11条関係）

唐 第 号
年 月 日

様

唐津市教育委員会

教育長

印

唐津市学校給食用物資納入業者登録取消通知書

唐津市学校給食用物資納入業者登録要綱第11条の規定により、貴（社）殿の学校給食用物資納入業者登録の取消しを決定しましたので通知します。

取消しの理由